

令和4年度第2回三浦市社会福祉施設指定管理者選定委員会議事概要

日 時：令和4年10月4日（火）午前10時30分から午後4時40分まで

場 所：三浦市役所第二分館第二会合室

出席者：川松委員長、石渡副委員長、石川委員、中村委員、大木委員

担当課：高梨市民サービス課長、一瀬市民相談GL

事務局：浜脇高齢介護課長、宮井高齢者支援GL、今井高齢介護課主事

その他：吉田市長、中野保健福祉部長、瀬戸山市民部長

議事：

- 1 選定基準について
- 2 応募事業者等のプレゼンテーション（非公開）
- 3 採点結果について（非公開）
- 4 答申事項について
- 5 その他

1 選定基準について

川松委員長

本日は、お忙しい中、本選定委員会に出席いただき、ありがとうございます。

ただ今から、令和4年度第2回三浦市社会福祉施設指定管理者選定委員会を開催いたします。

この後の進行等については、事務局より説明をお願いします。

浜脇高齢介護課長

本日は5名の委員のうち5名の委員の方にご出席いただいております。三浦市公の施設指定管理者選定委員会条例第6条第2項の規定のとおり過半数以上のご出席をいただいております。よって、本選定委員会が成立したことを報告いたします。

なお、第2回選定委員会における応募事業者によるプレゼンテーション及び質疑応答については企業のノウハウに関する情報を、また、応募事業者に対する審査及び採点については選定委員会において応募事業者の評価を行うもので、公開することにより信用上不利益を与える情報を含むものでございます。第1回目の選定委員会において既に承認を得ているため、予定どおり非公開といたします。

本日の選定委員会は、ご案内のとおり、選定基準の説明から始まり、各施設に応募をされた事業者のプレゼンテーション、そして各施設の指定管理者の候補者を決定し、市長に答申するというスケジュールで行います。

長時間に渡る議事となりますので、委員のみなさま議事進行にあたりましては、ご協力のほどよろしくをお願いします。

川松委員長

それでは、早速ですが、議事に入りたいと思います。
議題の1「選定基準について」、各担当から説明します。
では、まず高齢介護課よりお願いします。

宮井高齢者支援GL

高齢介護課より、三浦市老人福祉保健センター指定管理者の選定基準について、説明いたします。

点数をつけていただきますのは、本日配布させていただきましたA3横型の用紙になります。各項目5点満点で点数をつけていただくようお願いします。

内容についてですが、条例上の選定基準として5つの基準を設定し、その中でいくつかの審査項目を設定しています。また、審査項目に対する評価の視点を右側に記載しています。

1番目は、「住民の平等利用の確保に関する考え方は適切か」という点についてです。比重は10点です。

2番目は、「関係法令等を理解し、遵守が見込まれるか」、「個人情報保護の保護措置が適切か」、「防犯・防災・トラブル対策は適切か」という点についてです。比重は10点です。

3番目は、「相当の知識・経験を有する者の人材確保が可能と認められるか」という点についてです。比重は10点です。

4番目は、「施設を管理運営するに当たっての総合的な考え方が適切か」、「施設及び設備の維持管理業務に関する考え方及び取組みが適切か」、「利用者サービスの向上及び利用率向上に向けた取組みが適切か」、「利用者の声を反映させる仕組みは適切か」、「市内事業者であるか」、「地域連携策が配慮されているか」、「年間の業務計画が適切か」、「総合的に管理運営経費の削減が図られているか」、「収支計画は適切か」という点についてです。比重は50点です。

5番目は、「団体の財務内容に問題はないか」、「必要な人員が確保可能と認められるか」、「同種施設の管理実績等があるか。また見込めるか」という点についてです。比重は20点です。

なお、選定基準としては、1人の委員の得点を100点満点として設定し、5人の委員の総得点の6割以上を最低基準点として設定しています。

説明は以上です。

川松委員長

では、次に市民サービス課よりお願いします。

高梨市民サービス課長

市民サービス課より、三浦市火葬場指定管理者の選定基準について、説明いたします。

ただ今、高齢介護課から説明がありましたので、重なる部分については説明を割愛させていただきます。火葬場の選定基準について、異なる部分について説明させていただきます。

条例上の選定基準の1番目から5番目まで、おおむね同じ内容となっておりますが、火葬場という施設の性格上、利用率の向上を積極的に求めることが適当でないことや、自主的な事業を積極的に行うことが難しい、といったことを考慮しまして、若干、表現や審査の視点を変えております。

主な変更点としましては、条例上の選定基準の4番目、施設の効用を最大限に発揮し経費を縮減する、という基準の部分の、審査項目について、利用率の向上についての代わりに利用者の心情を配慮したきめ細かいサービスの向上について示されているか、としたほか、近隣住民との関係は円滑に進められるのか、といった項目を追加しております。

そのほか、自主事業の提案について、の項目の代わりに『環境衛生に配慮されているか』の審査項目を追加しまして、周辺環境への配慮ですとか、廃棄物の適正処理、公害防止等に対する取組が示されているか、といった視点を独自に設けております。

また、点数の比重につきましても、標準的な比重とは配分を変えておりまして、1番目の選定基準は10点、2番、3番がそれぞれ20点、4番目が30点、5番目を20点としております。

なお、点数の付け方につきましては、各項目についてそれぞれ、5点満点で、用紙の右側に点数を入れていただきますようお願いいたします。

また、選定基準は高齢介護課と同様、満点の6割以上を最低基準点として設定しています。

説明は以上です。

川松委員長

説明は終わりました。ご質問等ございますでしょうか。

(特になし)

川松委員長

では、担当課から説明があった採点方法を、本選定委員会の選定基準とすることとしてよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

川松委員長

異議なしの発言をいただきましたので、事務局から説明があった採点方法を本選定委員会の選定基準といたします。

2 応募事業者等のプレゼンテーション

川松委員長

つづきまして、議題の2「応募事業者等のプレゼンテーション」に移ります。

プレゼンテーションの流れについては、事務局より説明をお願いします。

浜脇高齢介護課長

プレゼンテーションの流れ等について、事務局より説明いたします。

プレゼンテーションは、三浦市老人福祉保健センターの指定管理者に応募いただいた企業組合労協センター事業団から開始し、続いて三浦市火葬場の指定管理者に応募いただいた3事業者の順番に行っていただきます。1回のプレゼンテーションは、質疑応答を含め、40分程度を予定しております。

準備時間として5分、プレゼンテーションとして15分、その後、質疑応答は、概ね15分を目安に考えておりますが、質疑応答の時間はある程度延長していただいても結構です。応募事業者には、時間配分について、すでに通知しております。

各事業者のプレゼンテーションが終了するごとに、採点の時間を5分程度設けますので、委員の皆さんにはその時間で採点をしていただきます。施設ごとのプレゼンテーションが終了しましたら、施設ごとに採点表を事務局で回収します。その後、点数の集計を行います。

川松委員長

ただ今説明があった流れで、行うということによろしいでしょうか。

〈異議なし〉

【応募事業者によるプレゼンテーション及び質疑応答については、三浦市情報公開条例第5条第2号に規定する法人に関する非公開情報として同条例第18条第2号に該当するため、同条但し書の規定により非公開とする。】

浜脇高齢介護課長

これにて、議題の2は終了しました。これから各委員の採点を事務局で集計するに当たり、暫時休憩といたします。

〈暫時休憩〉

3 採点結果について

川松委員長

それでは再開いたします。

議題の3「採点結果について」、事務局より報告をお願いします。

浜脇高齢介護課長

三浦市老人福祉保健センターの指定管理者の選定につきましては、採点結果は、企業組合労協センター事業団が合計点345.11点です。

つづきまして、三浦市火葬場の指定管理者の選定につきましては、採点結果は、1位が378.7点で株式会社元創、2位が367.5点でA社、3位が313.3点でB社となっております。

川松委員長

報告は終わりました。ただ今事務局から報告された採点結果に基づきまして、三浦市老人福祉保健センターの指定管理者については、第1次候補者として、企業組合労協センター事業団に、三浦市火葬場の指定管理者については、第1次候補者は、株式会社元創、第2次候補者は、A社となります。以上を本選定委員会の決定としてよろしいでしょうか。

《異議なし》

川松委員長

ありがとうございます。それでは、本委員会での決定といたします。

4 答申事項について

川松委員長

つづきまして議題の4「答申事項について」です。答申書（案）を事務局で作成するまで暫時休憩といたします。

《暫時休憩》

川松委員長

それでは再開いたします。

事務局より答申書（案）について、各委員に配布するとともに、読み上げをお願いします。

《答申書（案）読み上げ》

川松委員長

答申書（案）について、委員のみなさま何かご意見等ございましたらお願いいたします。

（特になし）

川松委員長

本選定委員会より、市長に対しての答申書としてよろしいでしょうか。

また、答申内容に軽微な修正が発生した場合には、委員長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

《異議なし》

川松委員長

それでは、答申書といたします。また、軽微な修正が発生した場合には、委員長一任とさせていただきます。

それでは、答申書の準備を事務局お願いします。

浜脇高齢介護課長

本選定委員会より、市長に対して答申を行いますので、市長は、委員長の前まで、お進みください。

川松委員長

令和4年8月8日に諮問をいただきました件につきましては、本選定委員会にて慎重に審議をした結果、各公の施設の指定管理者について、候補者を選定いたしましたので、答申いたします。

《川松委員長から吉田市長へ答申書を手交》

浜脇高齢介護課長

本委員会の選定にあたり、市長よりあいさつをいたします。

吉田市長

選定委員の皆様におかれましては、長時間の審議、お疲れ様でした。

令和4年8月8日に委嘱・任命を受けていただき、2回の委員会で「三浦市老人福祉保健センター」、「三浦市火葬場」の2施設のご審議をいただき、本日、無事に、両施設の答申をいただけることになりました。

指定管理者制度は、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくための制度でございます。また、社会福祉施設におけるサービスの質の向上は、市民からも強く求められているところでございます。

今後、この答申書に基づき、令和5年度からの指定管理者について、議会の議決に向けて取り組んでまいります。

これからも、市の発展のためにご協力をお願いするとともに、今回のご尽力に感謝いたしまして、お礼の辞とさせていただきます。

ありがとうございました。

川松委員長

市長、ありがとうございました。

その他、何かございますか。他にないようでしたら、最後になりますが私から一言申し上げます。

不慣れな委員長でありましたが、石渡副委員長をはじめ、他の委員の皆様のご協力により無事に答申までこぎ着けることができました。ありがとうございました。

それでは、これにて、令和4年度第2回三浦市社会福祉施設指定管理者選定委員会を閉会いたします。長時間にわたり、お疲れさまでした。